

2017. 3. 10

闘争指令No. 1

自 交 総 連

自交総連は3月9日、第4回中央執行委員会を開き、「2017年春闘の当面する対策」を決定した。各地連（本）においては、この闘争方針に従い、春闘前進にむけ奮闘されるよう要請する。

2017年春闘の当面する対策

1. 白タク合法化阻止の宣伝と対話、地域内共同の前進を

- ① 規制改革推進会議でライドシェア解禁の議論が行われ、6月にも報告がまとめられる可能性もあり得る状況のもと、緊張感とスピード感をもって白タク合法化阻止のための宣伝と対話、地域内共同の前進をはかる。とりわけ、地方自治体への要請、議会決議のとりくみを重視する。
- ② 中央段階では、3・8中央行動の結果をふまえ、他労組・団体、経営者など広範な共同の前進をめざして検討を行う。また、ライドシェアが労働者の個人請負化と一体のものであることを暴露し、ニセ「働き方改革」反対の闘いと結合して全労連・国民春闘共闘の闘いととの結合をはかる。国会・規制改革推進会議等への対策については、日本共産党に国会質問等の協力要請を行い適宜実施する。
- ③ 規制改革推進会議が6月に報告を出すことも想定し、5～6月までに大規模な大衆行動の計画を立てる。ハイタク8団体共同の動向を確認して共同行動を追求しつつ、仮に共同行動が実現しない場合でも、全労連・交運共闘などの協力を得て市民にアピールする行動を実施する。

2. 賃上げと確実な労働条件改善を

(1) すべての職場組織が要求書を提出し、春闘決起へ

- ① 春闘での賃金・労働条件の改善闘争は、労働組合としての存在感を示し、自交総連結集への求心力を高める重要な場面である。要求提出は3月6日までと

しているが、各地連（本）は、要求提出の意義をすべての職場組織に徹底させ、春闘決起への指導・援助を強化する。とくに、タクシーにとっては、ライドシェアに対抗するには労働者の資質の向上、労働条件の改善が欠かせないとの立場で経営者の責任を追及し、とりくみの強化をはかる必要がある。

- ② 賃金底上げや権利確保に関わる地域的な重点要求・課題を地方ごとに設定し、3月16日に、関係行政機関への申し入れや決起集会、デモ、駅頭宣伝など多種多様なとりくみを行う。この日は、全労連・国民春闘共闘委員会が「統一ストライキを含む全国統一行動日」とし、のべ50万人以上が実力行使、宣伝、集会、要請行動などに立ち上がることを呼びかけている。
- ③ 回答指定日は3月22日までとする。回答指定日に至る事前の対策として、各職場組織は経営者に対し要求内容に関わる説明の場を設けるよう努め、協力・共同の政策提言についても積極的な提起を行う。回答指定日の翌日には、各職場組織が時間内外の報告集会等をひらき、回答内容の説明、その評価と以後のとりくみ方針を報告し討議・確認を行う。また、組合旗のいっせい掲揚など創意工夫し、全組合参加の行動としての前進をはかる。
- ④ 要求前進をめざす4月段階の統一行動については、全労連・国民春闘共闘委員会が提起している4月9～15日（ゾーン予定）を自交総連統一行動日とし、ストライキを含む行動の設定を地連（本）毎に行う。

(2) 職場権利の確立、廃業・身売りへの対策強化を

- ① 職場権利の確立に関わる要求を重視し、地域・職場ごとに重点要求を定め、必ずかちとる決意で交渉にのぞむ。
- ② タクシー活性化特措法改正時の国会附帯決議や国交省・厚労省の通達が出されている累進歩合制度及び運転者負担制度の廃止、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築のとりくみ強化をはかり、企業の経営責任と行政責任を追及し前進をめざす。また、年次有給休暇の自由取得と賃金保障、労働条件改善など職場労働者の希望をよく見極めて要求にまとめ、改善をめざす。
- ③ 依然として解消されない供給過剰状態や景気の低迷など経営環境が悪化するなかで、競争力強化を狙った事業再編や廃業・撤退、企業の譲渡譲受等が活発化している。すべての職場で経営実態の再点検と対策強化をはかる。各地連（本）は、問題が発生した場合、職場組織だけの判断で対処しないよう注意を喚起し、必ず産別に相談し、産別の判断で対応方針を確定の上、対処していくこととする。

3. 内需拡大で景気の回復、憲法改悪反対、暴走政治ストップ

労働時間短縮や賃金改善に実効性がないニセ「働き方改革」に反対し、安定雇用の確保、最低賃金1000円以上の実現、内需主導経済への転換、辺野古新基地建設反対、憲法改悪反対、戦争法の廃止、共謀罪反対などの要求を重視し、国民的共同の諸行動に結集していく。

4. 組織拡大強化計画を立て、すべての組織で前進を

- ① 17春闘方針とともに決定した「組織拡大強化2か年計画」にもとづき、各地連（本）は、地方ごとの計画をたて、地連（本）ごとに1人以上の「総がかり推進委員」、単組・支部ごとに1人以上「組織建設委員」を選任して、拡大にむけた組織体制を確立する。計画と選任した委員は本部に報告する。
- ② 春闘時の組織拡大月間は3～5月とする。各地連（本）は、春闘中の拡大目標の具体的な設定を行い、職場内未加入者への対話と加入呼びかけ、地域単位による宣伝、職場訪問などに集中してとりくむ。
- ③ ブロックごとに空白県・少数県を含む宣伝計画を立て実施する。宣伝物は、本部のホームページに掲載しているものを活用するほか、地域に合わせた独自のビラ等を作成する。
観光バス労働者を対象としたリーフレットを作成し活用する。

以 上